

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望 項目名	市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          緑地保全・緑化推進法人（以下みどり法人）が市民緑地設置管理計画認定制度に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税・都市計画税の課税標準額の特例措置を講ずる。</p> <p>&lt;税制特例の適用要件&gt;          みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地で、当該土地が一定の用途に供する家屋以外の家屋の敷地の用に供されていない、無償貸付又は自己保有のものに限る。</p> <p><u>市民緑地認定制度</u>・・・都市緑地法に基づき、民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地（認定市民緑地）として設置管理する制度</p> <p><u>みどり法人（緑地保全・緑化推進法人）</u>・・・都市緑地法に基づき、NPO法人やまちづくり会社などの団体が市長の指定を受け、緑地の保全や緑化の推進を行うもの。</p> <p><u>一定の用途</u>・・・住宅、学校、認定こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場又は倉庫</p> <p>・ 特例措置の内容          固定資産税・都市計画税の課税標準を3年間、1/2～5/6の範囲内で条例で定める割合に軽減（参酌基準2/3）する。</p> <p>&lt;要望の内容&gt;          本特例措置の適用要件に定める期限を令和7年3月31日まで2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>都市緑地法第60条第1項          地方税法附則第15条第34項          地方税法施行令附則第11条第36項          地方税法施行規則附則第6条第67項及び第68項</p>		
減収 見込額	<p>[初年度] — （ ▲0.9 ） [平年度] — （ ▲3.1 ）          [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 民間活力を最大限活用し地域のオープンスペースの確保を推進することで、都市の良好な環境形成の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 都市における緑地・オープンスペースは、身近な自然的環境として残された貴重な緑の資源であり、美しい景観形成に寄与するとともに、空間的なゆとりや潤いをもたらし、レクリエーションや憩いの場を提供するなど、良好な都市環境を形成する上で重要な役割を有する。</p> <p>このような緑地やオープンスペースは、これまで、緑の基本計画等に基づき整備が進められ、全国平均としては、都市公園法に基づく設置基準である住民一人当たり都市公園面積の標準である 10 m<sup>2</sup>/人を超えるなど、一定程度整備が進捗してきたが、人口が集中する地域をはじめ未だ低い水準にとどまる地域があり、民有緑地の減少も続いている。</p> <p>しかしながら、厳しい財政制約のもとでインフラの老朽化に対応しなければならない状況において、従来のように地方公共団体による用地を伴う都市公園の新規整備や緑地の確保を行う方策だけでは、今後の改善は期待できない。一方で近年、地域の人口減少に伴い生じた空き地や開発事業のプロセスで生じた空閑地を、NPO や地域住民等が、地域に開かれた緑地として整備・管理する取組が広がってきている。これらは、地方公共団体の財政負担を抑えつつ、地域に不足する緑やオープンスペースを確保する上で有効である。</p> <p>市民緑地認定制度は、地方公共団体を介し、空き地の所有者及び設置管理者の双方が安心して空き地の利用を図る点で実効性が高いが、公共的空間として利用する場合、空き地の設置管理者が十分な収益を生み出すことができないため、利用を継続する上では、土地保有コストを抑えることが必要となっている。なお、公共的利用を図るための施設整備等への財政支援については、社会資本整備総合交付金により措置されているところである。</p> <p>これらを踏まえ、本特例措置の適用期限を延長し、引き続き、NPO 等の多様な主体が、都市において不足する緑やオープンスペースを整備管理する取組を促進し、緑やオープンスペースの充実したゆとりとにぎわいあるまちづくりを強力に推進していくことが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《政府の方針》</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2022】（令和4年6月7日閣議決定）          建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。</p> <p>【地球温暖化対策計画】（令和3年10月22日閣議決定）          市民、企業、NPOなどの幅広い主体の参画による都市緑化や市民緑地認定制度や立体都市公園制度の活用など、多様な手法・主体による市街地等の新たな緑の創出の支援等を積極的に推進する。</p> <p>【デジタル田園都市国家構想基本方針】（令和4年6月7日閣議決定）          Park-PFI や市民緑地認定制度等の民間資金等を活用する取組等を促進し、公園の再生・活性化や緑・芝生地の創出を図り、オープンスペースの充実したゆとりとにぎわいあるまちづくりを進める。</p> <p>《国土交通省の政策体系》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</li> <li>・施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</li> </ul>
	政策の達成目標	都市において不足する緑やオープンスペースを補完し良好な都市環境の形成に寄与する多様な主体の取組を促進する観点から、市民緑地の認定実績を有する市区町村数について、令和10年度までに累計30市区町村とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	市民緑地の認定実績を有する市区町村数について、令和6年度までに累計14市区町村とする。
	政策目標の達成状況	市民緑地の認定実績を有する市区町村数は、令和3年度までの累計では7市区である。令和3年度については、本特例措置の適用を予定していた事例が、同年度税制改正の結果を受けて適用対象外となったこと等から新規の認定実績がないが、令和3年度以降は民間事業者等に向けた制度周知等を実施し、令和4年度に2市区、令和5年度に2市区での認定が見込まれている。さらに、緑の基本計画を改定中の市区町村においては、当該計画中に認定市民緑地について位置付けようとする動きが見られるところ、こうした動きを捉えて制度周知を行い認定の二一ズを拡大していくことで、目標の達成を目指す。
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用件数） 令和4年度：2件 令和5年度：2件 令和6年度：3件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、認定市民緑地としての利用に伴い一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与えることにつながり、空き地等の公共的な活用を推進する効果がある。これにより、地方公共団体の財政負担を抑えつつ、地域に不足する緑やオープンスペースを確保し、良好な都市環境の形成を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>令和5年度予算概算要求額 市民緑地等整備事業（社会資本整備総合交付金 6,900億円の内数）</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算上の措置は、地方公共団体が民間事業者等に対して、認定市民緑地における植栽、ベンチ設置等の施設整備に係る費用を補助する場合に、その一部を国が支援するものである。 一方、本特例措置は、認定市民緑地としての土地の公共的な利用により、一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与え、設置管理者による公共的な取組を継続的なものにするを目的として措置されていることから、施設整備を対象とする予算措置とは明確な役割分担がなされている。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>認定市民緑地は、緑化地域（都市計画決定）及び緑化重点地区（緑の基本計画に位置付けられる地域）内の土地に限り設置できるものであり、みどり法人が申請した設置管理計画を市区町村長が認定する手続が必要であることから、特例措置の対象は、特定の地域において特定の者による認定手続を経た範囲に限定される。 また、本特例措置は、空き地等の空間の公共的利用を推進するものであり、公益性が高く、広く全体で負担することが公益性の観点からも妥当である。 以上のことから、本特例措置は、地方公共団体の財政制約が顕在化する中、公園などのオープンスペースの充実したゆとりとにぎわいある人間中心のまちづくりの推進という政策目的の達成のための確かつ必要最低限の措置である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	(単位：(適用件数)件、(減収額)百万円)		
		適用件数	減収額
	平成 29 年	0	0
	平成 30 年	2	2
	令和元年	5	64
	令和 2 年	7	349
	令和 3 年	5	347
※令和 3 年 3 月時点でみどり法人が設置・管理する認定市民緑地をもとに減収見込みを算定			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>〔固定資産税〕</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：平成 30 年度 131,694 令和元年度 4,140,152 令和 2 年度 20,536,831</p> <p>〔都市計画税〕</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：平成 30 年度 72,968 令和元年度 1,854,112 令和 2 年度 20,545,047</p>		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、認定市民緑地としての利用に伴い一定の権利の制限が生じる土地の所有者に税制上のインセンティブを与えることにより、空き地等の公共的な活用を推進する効果がある。これにより、地方公共団体の財政負担を抑えつつ、地域に不足する緑やオープンスペースを確保することができる。		
前回要望時の達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量【うち都市公園等】 12.8 m <sup>2</sup> /人（平成 24 年度）→14.1 m <sup>2</sup> /人（令和 2 年度）【+0.68 m <sup>2</sup> /人のうち認定市民緑地は 0.02%に寄与】		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	都市域における水と緑の公的空間確保量 13.9 m <sup>2</sup> /人（令和 2 年度） 国土交通省では、水と緑豊かな魅力ある良好な都市環境の形成に向け「都市域における水と緑の公的空間確保量」の指標を定めて各種施策に取り組んでおり、都市公園等については、公園施設の老朽化対策や再整備への対応も必要なことから、新規の都市公園等の整備量が限定され、目標をやや下回る進捗となっている。今後、都市公園の整備の推進とともに、市民緑地認定制度に係る国の予算・税制措置や、直近の認定事例及び認定見込み案件等について、地方公共団体に加え、民間事業者を含めた一層の周知を予定しており、引き続き目標達成に向けて取り組んでいく。		
これまでの要望経緯	平成 29 年度 創設 令和元年度 延長 令和 3 年度 延長 本特例措置の対象となる土地の敷地の用途の見直し		